

論文審査の結果の要旨

氏名：霜 村 光 寿

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：金森徳次郎の憲法思想の史的研究

審査委員：（主査） 教授 古川 隆 久

（副査） 教授 大塚 英 明

東京都立大学名誉教授 佐々木 隆 爾

本論文は全九章からなる。序章では、大日本帝国憲法下で法制局に長年勤務して同憲法の運用に深く関与する一方、憲法学者として著書や多数の論文を公刊し、戦後現行憲法の制定にも関与した金森の憲法思想について、史料に基づく歴史学的手法で研究することによって、従来法学でも歴史学でも研究が不十分だった大日本帝国憲法と現行憲法の関係について研究するという課題を示した。

第一章「憲法思想の形成」、第二章「緊急勅令論」、第三章「国務大臣の輔弼の範囲」では、までの金森の経歴を検討し、東京帝国大学法科大学（のち法学部）在学中、条文解釈の柔軟性をきらうイギリス法思想を受容した結果、美濃部達吉の憲法論の影響は少なかったこと、1914（大正3）年の法制局参事官就任後の金森の憲法論について、美濃部達吉をはじめとする当時の有力な憲法学者の説と対比しつつ検討し、金森は国務大臣の権限を通説より広くみることによって実質上内閣の権限を重視していたことを明らかにした。

第四章「国体論」、第五章「昭和10年代における憲法論」では、金森の国体論について、天皇機関説との関係で検討した。金森は、岡田啓介内閣の法制局長官として1935年の天皇機関説事件に遭遇し、美濃部とともに機関説論者として右翼から追及され、1936年初頭に法制局長官を辞職した。金森は、天皇機関説を採用する一方で穂積八束の国体政体二元論も採用し、「国体」概念を用いない美濃部とは学説上の差異が多かったこと、金森は追及された際、国体論について変説を偽装しつつも根本的には変説しなかったこと、金森は天皇の無答責を確保するために内閣の権限強化を主張していたことを明らかにした。

第六章「日本国憲法の制定」、第七章「日本国憲法施行後の憲法思想」では、戦後の金森の憲法論を検討した。戦後、金森は憲法改正の必要性を主張していたことから第一次吉田茂内閣の憲法改正担当国務大臣に任命され、第90議会における現行憲法案審議の場では、保守派議員には国体不変を説き、革新派議員には国体は変ったと説明した。敗戦までの金森の学説をふまえると、実は革新派議員に対しての説明は実質的には政体が変わったと説明していたことから、金森が国体政体二元論をとっていたことが現行憲法案の議会通過に決定的な意味があったことを明らかにした。

終章では、大日本帝国憲法下で実質的に内閣の権限を重く見ることで天皇の無答責を実現するという金森の学説の意図が、現行憲法の象徴天皇・議院内閣制という規定と親和性が高かったことが現行憲法制定時に金森が重要な役割を果し得た原因であることから、大日本帝国憲法下では条文解釈上では可能でありながら実現しなかった、内閣重視による天皇の象徴化が現行憲法で実現したという両憲法の連続性の側面が、金森の憲法論の歴史学的検討から明らかになったと結論づけた。

本論文は、関係史料の徹底的な収集と分析をふまえて、官僚や大臣として新旧両憲法の運用や制定に深くかかわりながら多くの憲法論を公刊した金森徳次郎の憲法思想の全体像を初めて明らかにすることを通して、旧憲法では可能性の一つにとどまった、内閣権限の重視による天皇の象徴化が、新憲法において明示的に規定されたという側面で両憲法に連続性があることを初めて明らかにした。

すなわち、本論文は、新旧憲法の歴史的意義について、実際の運用や制定の過程といった実態面からも考える視座を提供したという点で、日本近現代史研究の深化に大きく貢献し得る業績といえる。

よって、本論文は、博士（文学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成26年1月23日